

上場申請のための四半期報告書

(第7期第1四半期)

自2022年1月1日
至2022年3月31日

株式会社キットアライブ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期財務諸表	12
(1) 四半期貸借対照表	12
(2) 四半期損益計算書	13
第1 四半期累計期間	13
注記事項	14
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための四半期報告書
【提出先】	証券会員制法人札幌証券取引所 理事長 小池善明殿
【提出日】	2022年5月13日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期（自2022年1月1日 至2022年3月31日）
【会社名】	株式会社キットアライブ
【英訳名】	Kitalive Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嘉屋 雄大
【本店の所在の場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地5
【電話番号】	011-727-3351
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 内田 みさと
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地5
【電話番号】	011-727-3351
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 内田 みさと

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第1四半期累計期間	第6期
会計期間	自2022年1月1日 至2022年3月31日	自2021年1月1日 至2021年12月31日
売上高 (千円)	146,730	577,056
経常利益 (千円)	34,836	116,280
四半期(当期)純利益 (千円)	22,162	77,363
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	93,390	93,390
発行済株式総数 (株)	2,406	2,406
純資産額 (千円)	395,616	373,454
総資産額 (千円)	446,554	489,761
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	9,211.27	32,154.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	88.6	76.3

回次	第7期 第1四半期会計期間
会計期間	自2022年1月1日 至2022年3月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	9,211.27

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
6. 当社は、第6期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第6期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生についての重要な変更はありません。
なお、文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は412,038千円となり、前事業年度末に比べ32,981千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が18,149千円減少及び、売掛金が17,225千円減少したことによるものであります。固定資産は34,515千円となり、前事業年度末に比べ10,226千円減少いたしました。これは主に繰延税金資産が7,805千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、446,554千円となり、前事業年度末に比べ43,207千円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は46,213千円となり、前事業年度末に比べ70,093千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が23,099千円減少及び、賞与引当金が6,000千円増加したことによるものであります。固定負債は4,723千円となり、前事業年度末に比べ4,723千円増加致しました。これは主に繰延税金負債が4,723千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、50,937千円となり、前事業年度末に比べ65,369千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は395,616千円となり、前事業年度末に比べ22,162千円増加いたしました。これは主に四半期純利益22,162千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は88.6%（前事業年度末は76.3%）となりました。

②経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の一次的な鎮静化に伴い、企業収益や個人消費において回復基調がみられるなど、景気は持ち直しの動きがみられておりましたが、半導体などの部品の供給不足による生産活動の停滞やロシアによるウクライナ侵攻及びその影響を受けた原油価格の高騰など、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、コロナ禍の長期化により社会や経済活動のデジタル化が急激に進み、企業のDX（注1）の浸透・定着が加速しております。また、SDGs（持続可能な開発目標）等の環境と社会問題の解決に向けても、IT活用の重要性は更に拡大するものと考えております。その一方で、一部の業種・企業では長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、IT投資の抑制や先送りの動きが続いており、企業の投資計画に対する鈍さも見られます。

当社が事業を行うクラウド（注2）市場におきましても、顧客からのニーズは非常に多く、依然として拡大しております。中でも、当社が基盤としてシステム開発を行っているクラウドサービスのSalesforce（注3）を提供しているsalesforce.com社（注4）は、2022年3月1日に当初の予想を上回る2022年第4四半期決算（1月31日締め）を発表いたしました。2022年度通期の売上高は前年比25%増の264億9000万ドルとしております（ZDNet Japan）。また、2022年3月31日にIT専門調査会社IDC Japan株式会社が発表した「国内パブリッククラウドサービス市場予測」によりますと、2021年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は、前年比28.5%増の1兆5,879億円になり、2021年から2026年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は18.8%で推移し、2026年の市場規模は2021年比2.4倍の3兆7,586億円になると予測しております。

このように、引き続きクラウド市場が急速に成長している環境の下、当社は、「Challenge together.」というミッションを掲げ、業務改革を顧客と共に行っております。社会生活がニューノーマル（新しい常態）へと急速に転換しており、その対応過程において、当社は顧客に対し、IT技術活用を業務の効率化だけでなく、顧客が主体的にITを活用し、DXを実現させ、環境変化に対応し、ビジネスチャンスを拡げる支援を行っております。ま

た、ITコンサルティング・要件定義・設計・開発・システムテスト・運用保守といったシステム開発の全工程をITエンジニアがワンストップに提供することで、プロジェクトのスタート段階からアフターフォローまで一貫した支援を行うことが当事業の特徴であります。当社のITエンジニアはシステム開発における一工程を担当するのではなく、顧客のビジネスを理解して継続的なシステムの拡張を支援しております。現在はWeb会議システムを利用することで距離としての商圏の壁を排し、北海道のみならず全国の顧客にSalesforce導入支援を行っております。顧客の信頼を獲得し持続的にサービスを提供することができるよう、「顧客と共にあらたな世界を切り開こう」という思いで努めております。これにより、北海道内はもちろんのこと、北海道外からも、社内システム運用等を見直す顧客を中心に案件の引き合いが増加しております。

これらの結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高146,730千円、営業利益34,792千円、経常利益34,836千円となり、四半期純利益は22,162千円となりました。

なお、当社はクラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載については省略しております。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

※用語解説

(注1) DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。2018年に経済産業省が発表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX推進ガイドライン)」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されております。

(注2) クラウド

クラウド・コンピューティングの略で、インターネットをベースとしたコンピューター資源がサービスとして提供される利用形態。ユーザーはサーバー機器等のハードウェアやソフトウェアの資産を自前で持たず、インターネットを介して必要に応じて利用するものです。

(注3) Salesforce

salesforce.com社が開発・提供するクラウドサービスの総称。中核である営業支援 (SFA) ・顧客関係管理 (CRM) だけでなくマーケティング、データ分析、カスタマーサポート等提供しているサービスは多岐に渡ります。日本国内においても、日本郵政グループやトヨタグループ等の大企業のみならず、中堅・中小企業まであらゆる業種・規模の企業に利用されております。

(注4) salesforce.com社

米国サンフランシスコを本社とする顧客関係管理 (CRM) ツールを中心としたクラウドサービスの提供企業。顧客関係管理 (CRM) 分野では世界最大手であり、営業支援 (SFA) ・顧客関係管理 (CRM) を行う「SalesCloud」を中核として、企業向けに幅広いクラウドサービスを提供している企業であります。1999年3月に米国カリフォルニア州で設立され、翌2000年4月には日本法人である株式会社セールスフォース・ドットコム (現：株式会社セールスフォース・ジャパン) が設立されております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,594
A種優先株式	340
B種優先株式	66
計	10,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,000	2,000	非上場	当社は単元株制度を採用しておりません。
A種優先株式	340	340	非上場	(注)1.
B種優先株式	66	66	非上場	(注)2.
計	2,406	2,406	—	—

(注)1. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配する時は、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額の1倍相当額（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。A種優先残余財産分配金が支払われた後に残余財産があるときは、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、A種優先株式についてはその時点で残存するA種優先株式の全てが普通株式に転換されたものとみなして、1株につき同額の金額を支払う。

(2) 株式の併合または分割、株主割当てにおける調整額の算定

(イ) 株式の分割が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \text{分割による増加A種優先株式数}}{\text{分割後のA種優先株式数}}$$

(ロ) 株式の併合が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \text{併合による減少A種優先株式数}}{\text{併合後のA種優先株式数}}$$

(ハ) 株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えてA種優先株式の発行または自己株式（A種優先株式に限る。）の処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「A種優先株式当初払込金額」とは、金197,000円をいうものとし、本項目に基づきA種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行

のA種優先株式数」からは、当該発行または処分の時点における当社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のA種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \text{新規発行のA種優先株式数} \times \frac{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額} - \text{1株当たり新規発行のA種優先株式払込金額}}{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額}}}{\text{既発行のA種優先株式数} + \text{新規発行のA種優先株式数}}$$

2. 取得請求権

(1) 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、下記の条件に従って、A種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当社の普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得することを請求することができる。

(2) 当初取得価額および取得価額の調整

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、金197,000円とする。

(ロ) 取得価額の調整

- ① A種優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式においては、「既発行普通株式数」は、その時点で残存するA種優先株式の全てが普通株式に転換されたものとみなして算出する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、発行会社の役員等に対するインセンティブプランとしての新株予約権の発行は、発行後も当該新株予約権の目的たる株式の数が、累計で本件株式の発行直後における株式総数（新株予約権の目的たる株式の総数を含む。）の15%以下を維持する場合に限り、取得価額の調整は行わないものとする。全てのA種優先株主の同意がある場合も、取得価額の調整は行わないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- a. A種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式の処分をする場合（但し、株式無償割当てによる場合、および当社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. A種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって、当社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券もしくは権利または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され、もしくは、当初の転換価額で転換され、または、当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- c. A種優先株式発行後、株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、または、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

②上記①に掲げる場合のほか、下記に該当する場合には、当社は、下記の定めに従って、取得価額を調整する。

A種優先株式発行後、当初取得価額を下回る金額による株式の異動によって、当社の議決権の過半数以上を保有する株主が現れる可能性のある合併・株式交換・株式分割・株式譲渡が、当社の株主総会及び取締役会で決議された場合、かかる金額（当該金額が複数ある場合にはその最低額とする。）を調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、株式異動日、株式名義書換請求日、又は株式譲渡承認を決定する当社の取締役会決議日のいずれか最も早い日の前日以降これを適用する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

③上記①及び②に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、上記①に準じて取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

④取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

⑤取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する前日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ハ) 上記(ロ)により取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の取得価額、修正後または調整後の取得価額ならびにその適用の日その他必要な事項をA種優先株主に通知する。但し、上記(ロ)③b. の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ニ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下の通りとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求を行ったA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金197,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調節される。各A種優先株主または各A種優先登録株式質権者に交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

当社本店

(3) 取得請求権の行使期間

平成29年6月12日以降、何時でも、第（1）項の取得請求を行うことができる。

3. 取得条項

当社は、当社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合には、取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、A種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するA種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記2.（2）(ロ)及び(ニ)に定める取得価額及びA種優先株式の払込金額の調整事由が生じた場合には、取得価額及びA種優先株式の払込金額は上記2.（2）(ロ)及び(ニ)に準じて調整される。上記に基づき各A種優先株主または各A種優先登録株式質権者に交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

4. 議決権

A種優先株主は、当社の株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

2. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配する時は、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき197,000円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）及びB種優先株式1株につき300,000円（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「B種優先残余財産分配額」といい、A種優先残余財産分配額及びB種優先残余財産分配額を併せて「優先残余財産分配額」という。）を分配する。

なお、A種優先株式及びB種優先株式にかかる残余財産の分配は同順位とし、A種優先株主の有するA種優先株式の数にA種優先残余財産分配額を乗じて得られる額及びB種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配額を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。

A種優先株主及びB種優先株主（以下「優先株主」という。）又はA種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」）に対して優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、優先株主又は優先登録株式質権者は、優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(2) 株式の併合又は分割、株主割当てにおける調整額の算定

(イ) 株式の分割が行われた場合には、その都度、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのB種優先残余財産分配金} \times \text{分割による増加B種優先株式数}}{\text{分割後のB種優先株式数}}$$

(ロ) 株式の併合が行われた場合には、その都度、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのB種優先残余財産分配金} \times \text{併合による減少B種優先株式数}}{\text{併合後のB種優先株式数}}$$

(ハ) 株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えてB種優先株式の発行又は自己株式（B種優先株式に限る。）の処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、B種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「B種優先株式当初払込金額」とは、金300,000円をいうものとし、本項目に基づきB種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のB種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のB種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのB種優先残余財産分配金} \times \left(\frac{\text{新規発行のB種優先株式数} \times (\text{1株当たりB種優先株式当初払込金額} - \text{1株当たり新規発行のB種優先株式払込金額})}{\text{1株当たりB種優先株式当初払込金額}} + \text{既発行のB種優先株式数} + \text{新規発行のB種優先株式数} \right)}{\text{既発行のB種優先株式数} + \text{新規発行のB種優先株式数}}$$

2. 取得請求権

(1) 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、下記の条件に従って、B種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される

数の当会社の普通株式の交付と引換えにB種優先株式を取得することを請求することができる。

(2) 当初取得価額及び取得価額の調整

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、金300,000円とする。

(ロ) 取得価額の調整

- ① B種優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式においては、「既発行普通株式数」は、その時点で残存するB種優先株式の全てが普通株式に転換されたものとみなして算出する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、発行会社の役員等に対するインセンティブプランとしての新株予約権の発行は、発行後も当該新株予約権の目的たる株式の数が、累計で本件株式の発行直後における株式総数（新株予約権の目的たる株式の総数を含む。）の15%以下を維持する場合に限り、取得価額の調整は行わないものとする。全てのB種優先株主の同意がある場合も、取得価額の調整は行わないものとする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後取} & & & & \text{既発行普通} & & \text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における} \\ \text{得価額} & = & \text{調整前取} & \times & \text{株式数} & + & \frac{\text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}} \\ & & \text{得価額} & & & & \\ & & & & & & \hline & & & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}$$

- a. B種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、株式無償割当てによる場合、及び当会社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. B種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって、当会社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券もしくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され、もしくは、当初の転換価額で転換され、又は、当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- c. B種優先株式発行後、株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、又は、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

- ②上記①に掲げる場合のほか、下記に該当する場合には、当会社は、下記の定めに従って、取得価額を調整する。

B種優先株式発行後、当初取得価額を下回る金額による株式の異動によって、当会社の議決権の過半数以上を保有する株主が現れる可能性のある合併・株式交換・株式分割・株式譲渡が、当会社の株主総会及び取締役会で決議された場合、かかる金額（当該金額が複数ある場合にはその最低額とする。）を調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、株式異動日、株式名義書換請求日、又は株式譲渡承認を決定する当会社の取締役会決議日のいずれか最も早い日の前日以降これを適用する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- ③上記①及び②に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、上記①に準じて取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
b. その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

- ④取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限

り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

⑤取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する前日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(ハ) 上記(ロ)により取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。但し、上記(ロ)③b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ニ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下の通りとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\begin{array}{r} \text{取得と引換えに交付す} \\ \text{べき普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{B種優先株主が取得請求を行った} \\ \text{B種優先株式の払込金額の総額} \end{array}}{\text{取得価額}}$$

上記のB種優先株式の払込金額(当初金300,000円)は、B種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。各B種優先株主又は各B種優先登録株式質権者に交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

当会社本店

(3) 取得請求権の行使期間

平成31年4月3日以降、何時でも、第(1)項の取得請求を行うことができる。

3. 取得条項

当社は、当社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合には、取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)に、B種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するB種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記2.(2)(ロ)及び(ニ)に定める取得価額及びB種優先株式の払込金額の調整事由が生じた場合には、取得価額及びB種優先株式の払込金額は上記2.(2)(ロ)及び(ニ)に準じて調整される。上記に基づき各B種優先株主又は各B種優先登録株式質権者に交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

4. 議決権

B種優先株主は、当社の株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日	—	普通株式 2,000 A種優先株式 340 B種優先株式 66	—	93,390	—	93,390

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,000 A種優先株式 340 B種優先株式 66	2,406	「1(1)②発行済株式」の 記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,406	—	—
総株主の議決権	—	2,406	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会社制法人札幌証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人銀河による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	347,613	329,464
売掛金	79,344	62,119
仕掛品	1,051	2,536
その他	17,010	17,918
流動資産合計	445,019	412,038
固定資産		
有形固定資産	8,532	7,780
無形固定資産	25,098	23,429
投資その他の資産	11,110	3,305
固定資産合計	44,741	34,515
資産合計	489,761	446,554
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,991	7,049
未払法人税等	23,244	145
賞与引当金	—	6,000
その他	83,070	33,018
流動負債合計	116,306	46,213
固定負債		
その他	—	4,723
固定負債合計	—	4,723
負債合計	116,306	50,937
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,390	93,390
資本剰余金	93,390	93,390
利益剰余金	186,674	208,836
株主資本合計	373,454	395,616
純資産合計	373,454	395,616
負債純資産合計	489,761	446,554

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)
売上高	146,730
売上原価	78,436
売上総利益	68,294
販売費及び一般管理費	33,502
営業利益	34,792
営業外収益	
受取利息	1
その他	42
営業外収益合計	44
経常利益	34,836
税引前四半期純利益	34,836
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等調整額	12,528
法人税等合計	12,674
四半期純利益	22,162

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は5,708千円、売上原価は5,708千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)
減価償却費	754千円
のれんの償却額	1,666

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自2022年1月1日 至2022年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、クラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はクラウドソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)
クラウドソリューション	145,680
Salesforceライセンス販売	1,050
顧客との契約から生じる収益	146,730
その他の収益	—
外部顧客への売上高	146,730

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)
1 株当たり四半期純利益	9,211.27円
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	22,162
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	22,162
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,406
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。